

[30日返金保証付] オンラインRYS300アドバンストレーニング & RPYTヨガインストラクター養成講座受講条件書

1. <適用範囲>

1. 株式会社ぼっこ（以下「当社」といいます。）がお客様（以下「受講者」といいます。）との間で締結する全米ヨガアライアンスRYS300アドバンストレーニング修了とRPYTヨガインストラクター資格取得を主目的としたプログラム（以下「プログラム」といいます。）に関する契約(以下「本契約」といいます。)は、この受講条件書の定めるところによります。
2. 当社は、受講者に対してプログラムの講座を提供します。講座の内容は別に定めます。

2. <契約の申し込みと成立>

受講者が同意事項に同意し、受講料の支払いを完了した時点で、本契約が成立するものとします。

3. <拒否事由>

当社は、受講者から本契約の申込があった場合も、次に定める事由のいずれかが認められたときは、申込をお断りすることが出来るものとします。

1. 受講者が未成年である場合で、本契約の申込について親権者等の同意がないとき。
2. 客観的に受講が認められる可能性がないことが明らかなとき。
3. 受講者の過去または現在の心身の健康状態がプログラムの受講にあたり不適切であると当スタジオが認めたとき。
4. 受講者の安全を確保できない、あるいはプログラム実施に障害があると判断したとき。
5. 受講者が女性でないと判明したとき。
6. その他、当社が不当と認めたとき。

4. <妊娠中の受講>

妊娠中のご受講開始に関しては、次の全てを満たしている場合可能とします。

1. 担当医師の同意があるとき。
2. 受講者が自己責任での受講に同意し、流産等のリスクを理解しているとき。
3. 当社規定の妊娠中の受講に関する同意書に自筆署名し、郵送もしくはpdfファイルを送られたとき。

受講開始後、妊娠が分かった場合は、以下の場合、受講継続可能とします。なお、以下の条件を満たせず、受講継続が不可能になった場合にも受講料の返金はありません。

1. 担当医師の同意があるとき。
2. 受講者が自己責任での受講に同意し、流産等のリスクを理解しているとき。
3. 当社規定の妊娠中の受講に関する同意書に自筆署名し、郵送もしくはpdfファイルを送られたとき。

5. <プログラム費用>

1. プログラム費用には、講座費用のみが含まれます。

2. 受講者は、教科書・ヨガマット・ウェア・筆記用具・その他受講に必要な物を各自で準備する必要があります。また、全米ヨガアライアンスへのRYT500, RPYT登録（任意）には別途全米ヨガアライアンスへの登録料が必要となります。（詳しくは、https://www.yogaalliance.org/Credentialing/Credentials_for_Teachers をご参照ください。）

6. <プログラム費用等の支払い方法>

プログラム費用等の支払いは、指定ウェブサイトにおいて、プログラムお申込みと同時にクレジットカード決済、PayPalを用いて行うか、指定ウェブサイトでお申し込みの後、銀行振込を用いて行うものとします。

7. <契約後のキャンセル>

本契約成立後、以下の条件を全て満たす受講者はプログラムのキャンセルを出来るものとします。当社はお支払い頂いた金額から、返金手数料の26,500円を差し引いた金額を返金するものとします。

1. 受講者が当社に対し、本契約が成立してから30日以内に本契約の解除を申し出、当社からお渡しする解約届に署名・捺印して当社宛に提出したとき。
2. 受講生が養成講座を修了していないとき。
3. 返金完了後、本契約の解除を行った受講生は、株式会社ぼっこが提供するサービスを購入できないことを了承したとき。

8. <契約の解除>

当社は次に定める場合、当社は受講者に対し本契約を解除することができます。

1. 受講者が日本国の公序良俗に反する行為をはじめ、日本国の法令に違反する行為をなし、当社においてプログラムの目的・趣旨に照らして受講者のプログラム受講が不適當であると判断した場合。
2. 受講者が当社に対し、所定の期日までに必要な費用の支払いを完了しなかった場合。
3. 受講者が所定の期日までに必要な書類の提出がされない場合。
4. 受講者が正当な理由なく、プログラムを修了する上で必要な指示に従わない等、本契約を履行するのに困難な事情がある場合。
5. 受講者が当社に提出した申込者に関する情報に、虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明した場合。
6. 体にタトゥーまたは入れ墨が入っていることが判明した場合。ただし、更衣室も含め、他の受講者から完全に見えないように配慮されるのであればこの限りではない。
7. 受講者が反社会的勢力と関係があることが判明した場合。
8. 宗教の勧誘、商品の販売、政治的活動、また他団体への勧誘等プログラムと関係のない活動をした場合。
9. 受講者が女性でないと判明した場合
10. 当社がコースの運営に支障をきたすと判断した場合。

9. <知的財産権等>

1. プログラムに関して生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に規定されている権利を含む）、その他の権利（以下「知的財産権等」という。）は、当社に帰属するものとします。
2. 受講者は、前項の知的財産権等を侵害してはならず、侵害した場合は損害賠償の責任を負うものとします。

10. <損害賠償義務>

受講者は、故意または過失により当社または第三者に損害を与えた場合は、ただちに当社または当該第三者に対し損害の賠償を行うものとします。ただし、当社が当該賠償を受講者に代わって行った場合は、当該第三者が受講者に対して有していた損害賠償請求権に代位するものとします。

11. <受講期間>

受講期間は、当講座が開講されている限り、無期限とします。当講座を閉講する場合は、閉講日の6ヶ月前に受講生に連絡するものとします。

12. <責任範囲>

1. 当社は受講条件書に定めのない一切の事項について、なんら提供または保証の責を負いません。当社が提供するプログラムに関連して第三者が提供する業務、交通、宿泊その他のサービスがあった場合は、それらサービスは当社とは独立に提供されるものであり、当社はその提供について関与しないことに、受講者はあらかじめ同意するものとします。
2. 本プログラムはRYS300アドバンスドトレーニング修了、RPYT資格取得を目的とするものでありますが、修了の可否は動画視聴の状況、オンライン模擬レッスンへの参加など、当社の認定を伴うものであり、修了があらかじめ保証されるものではないことに、受講者は同意するものとします。

13. <免責事項>

1. 当社は受講条件書に明記された義務を当社の故意または過失に基づき履行せず、直接受講者に損害を与えた場合のみ法律上の責任を負担します。従って、以下に定める事項について当社は一切その責を負いません。
 1. 受講者からの必要書類が、あらかじめ指定した期日までに提出されない場合の通学開始の遅延
 2. ハイジャック、事故、交通機関の遅延等による受講者の損害
 3. 天変地異、政変、紛争、テロ、ストライキ、疫病等の不可抗力によって発生した受講者の損害
 4. 受講者が法律、規則を守らず受講者が損害を受けた場合の賠償
 5. 受講者の意思により、プログラム受講を取りやめた場合にかかる費用返金等の責任
 6. 受講者個人の行動による事故やトラブルに対する責任
 7. 受講者の病気や心身の不調による事故の責任
 8. 妊娠されている方が受講され、なんらかの事故が起きた場合の責任

2. 受講者の故意・過失、法令・公序良俗などに違反した行為により生じた責任・損害等はすべて受講者個人の負担となります。またそれらの行為により当社が損害を受けた場合は、当社は受講者に損害賠償を請求します。

14. <個人情報のお取り扱いについて>

受講者からお預かりした個人情報については、以下の通りお取り扱いいたします。

1. 個人情報の収集

お預かりした個人情報は、受講者をご注文なされた商品や情報のお届け、会員制のサービスの登録者か否かの確認、受講者が申し込まれたサービスなどをご提供する際の実施確認やご案内、受講者への情報提供および受講者との連絡などに使用させていただき、それ以外の目的で使用することはありません。

2. 情報提供の任意性

個人情報を提供するかどうかにつきましては、ご自身で判断をお願いします。ただし、必要な情報をご提供いただけなかった場合には、プログラムを受講頂けませんので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

3. 個人情報の預託

お預かりした個人情報を業務委託のために外部の業者に預託を行う場合があります。その場合には、個人情報の保護について機密保持契約を締結するなど、必要な処理を実施するようにいたします。

4. 個人情報の提供

当社ではお預かりした個人情報を、法令に基づき開示を求められた場合を除き、原則として受講者の許可なく第三者に提供することはありません。

5. 個人情報の確認、訂正について

受講者からの個人情報に関する情報の確認、訂正のご依頼があった場合には、請求者をご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限り対応させていただきます。

15. <反社会的勢力の排除>

1. 当社及び受講者は、現在及び将来にわたり、いわゆる反社会的勢力該当しないことを表明し保証します。
2. 当社又は受講者は、相手方が前項の表明・保証に違反することが判明したときは、何らの催告をせず、直ちに本契約を含むすべての契約を解除することができるとともに、被った損害の賠償を請求することができるものとします。

16. <契約内容・約款の変更>

本契約および約款は、事情により予告なしに変更されることがあります。ただし、変更があった場合は速やかに通知を行います。通知後に当社を利用した場合、変更に合意したものとみなします。

17. <権利及び地位の譲渡等>

当社及び受講者は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならないものとします。

18. <準拠法>

本受講条件書は日本国の法令に従い解釈するものとします。

19. <裁判管轄>

本契約に関する紛争の解決は、大津地方裁判所を専属的合意裁判所とします。

20. <効力発効日>

本受講条件書の内容は、2023年8月27日以降に締結される契約に適用されます。

〒524-0012

滋賀県守山市播磨田町185-1 モリープ2F

株式会社ぼっこ

電話：050-5372-9198

メール：bokko@rys.yoga

制定日：2023年8月27日